

災害時における応急対策業務等の実施に関する基本協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県造園建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務等の実施につき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥取県内で災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、県民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するため、甲が乙の協力を得て、円滑かつ迅速な災害応急対策が実施できるよう基本的な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、当該災害が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条第1項及び第40条第1項の規定による鳥取県地域防災計画に基づき、鳥取県災害対策本部が設置された場合
- （2）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 この協定により甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- （1）甲の管理する公共施設や、県民の日常生活に著しい支障を与える、又はおそれのある倒木等の除去作業
- （2）災害現場において確認した災害情報の連絡
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務等について、乙の協力が必要と認める場合は、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく業務の実施に要した経費は、甲が負担する。ただし、法第68条第1項の規定により市町村長等の応援の要求に応じて業務を行った場合の費用の負担は、法第92条第1項の規定により応援の要求を行った市町村が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定める。

3 前項の規定にかかわらず、法第68条第1項の規定により市町村長等の応援の要求に応じて業務を行った場合の経費の算出方法については、甲及び乙は当該市町村と協議するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者がその業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条、河川法（昭和39年法律第167号）第22条第6項又は災害

応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和40年鳥取県条例第7号）の定めるところによるもののほか、甲が予め加入した傷害保険により対応するものとする。

（細目協定）

第7条 この協定を実施するために必要がある場合には、その細目について、甲と乙は別に協定を締結するものとする。

（連絡責任者及び情報交換）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては鳥取県県土整備部技術企画課長、乙においては一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長とし、平常時より必要な情報を相互に伝達するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 4月 7日

甲

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治



乙

鳥取県鳥取市永楽温泉町214
一般社団法人鳥取県造園建設業協会
会長 西谷勝之

